14.12.19
乙ニ

答ヲ為シ且ツ述ベタル
ヤウニ原告ハ甲第一号証ニ依リ債務ヲ承認シ
タルニ付キ時効ハ中断セラレ爾来未タ五年ヲ
経過セサルヲ以テ本訴ハ時効ニ因リ消滅シタ
ルモノニアラス仍テ被告ハ原告ノ請求ヲ棄却
スヘキ旨ノ判決ヲ求ムル旨ヲ述ヘタリ

証人[illegible]ノ証言

甲第一号証ノ成立ニ付キ争ノ点ハ甲第一号証
ノ作為ニ付キ争ノ点ハ甲第一号証ノ作為ニ付キ争ノ点ハ甲第一号証ノ作為ニ付キ争ノ点ハ甲第一号証